

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年1月まで

申立期間の保険料は、昭和55年6月に特例納付したが、平成9年の年金裁定請求時に、共済年金加入期間との重複が判明し、還付されることになった。しかし、還付金額を計算する際、特例納付ではなく定額保険料で計算されてしまい、還付金額が実際に納付した金額と比べて極めて少額であったことや、還付処理の内容について十分な説明が無かったことから、当時ほどの期間について還付されたのかわからなかった。

平成19年になって、還付金額の誤りが判明したとして、差額が還付される旨の説明があり、このとき初めてこれまでの経緯を知ることになった。このような取扱いは納得がいかないため、申立期間について納付済期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成9年に共済年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、国民年金の強制被保険者期間として記録され、第3回特例納付によって納付済みとされていたが、この記録統合によって、申立期間は、本来国民年金に加入することができない共済年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したため、申立期間の保険料は平成9年7月に還付決定されている。

しかしながら、行政側に本来納付できない共済年金保険被保険者期間を含む期間の特例納付の納付書を作成したという誤りがあり、このため、申立人が申立期間の保険料を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、平成9年7月の還付決定の際、特例納付された期間であるにもかかわらず、定額保険料で還付するという誤りがあったことや、平成19年

に至るまでこのことが判明しなかった事実からみて、平成9年当時、申立人に対し十分な説明がなされたとは考え難いこと、さらに、申立期間の共済年金被保険者期間については、脱退一時金が支給済みであり、共済年金保険の被保険者でなかったものとみなされることをも踏まえると、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年2月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和42年4月から45年2月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。役所から用紙（納付書と思われる）が送られてきたので、郵便局に納付した。申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金に係る手続は、妻が行ったと申立てているが、その妻から聴取しても、加入手続の時期及び保険料の納付方法等については、記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、夫婦共に国民年金手帳記号番号が昭和43年11月に払い出されており、申立期間において妻も同期間未納となっている。

さらに、申立人が保有している国民年金手帳以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間のうち、43年4月から45年2月までの期間については、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

その上、申立人には申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間が長期間（約6年間）あるなど、納付意識は高かったとは言い難い。

2 しかし、申立人は、申立期間のうち、昭和42年度に係る領収証書を所有しており、この領収証書は国民年金手帳記号番号及び納付期間は未記入で、

かつ納付金額が当時の保険料額にまったく一致しない金額が記入されているものであるが、郵便局の領収日付印が押印されていることから、当該保険料が納付されたと推認せざるを得ない。

また、この領収証書は、過年度保険料用の納付書で納付されたものであり、領収証書に対応して納付記録を処理した形跡も社会保険庁のオンライン記録に無いなどから、行政側において納付書作成時に不適切な事務処理が行われたと考えざるを得ない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち42年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から50年3月まで
② 昭和51年4月から同年9月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和45年4月から50年3月までの期間及び51年4月から同年9月までの期間の納付事実は確認できなかったとの回答をもらった。

昭和45年4月に結婚し、夫婦一緒に納税組合を通じ納付していた。一緒に納付した妻は納付済みになっていて、私の分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間は6か月と短期間である。

また、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとするその妻の納付状況を見ると、申立期間について納付済みであるとともに、40年に及ぶ国民年金加入期間において保険料を完納しているなど、納付意識は高かったと認められることから、申立人の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、平成14年4月から夫婦共に口座振替制度を利用して国民年金保険料を納付しているなど、国民年金加入後の納付意識の高さがうかがえる。

2 申立期間①について、申立人は、昭和45年4月に結婚した時から、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年9月に払い出されており、その時点では、申立期間の大半が時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料の納付状況が不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和38年3月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36年1月から同年7月までは1万4,000円に、同年8月から37年9月までは1万6,000円に、同年10月から38年2月までは1万4,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月21日から38年3月5日まで

私は、昭和34年1月にA社に就職し、38年3月まで勤務した。

しかし、昭和36年1月に、A社C事業所に転勤してから退職までの期間が厚生年金保険未加入になっている。当該事業所に問い合わせたところ、一緒に異動になった従業員の中で自分だけが未加入だということが判明した。継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社C事業所は、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所となっておらず、この時期に申立人と同様に同工場に勤務していたとする複数名の同僚については、同社B事業所において資格を取得していることが確認できることから、同社の人事記録及び事業所照会の回答書から、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所における被保険者原票の記録から、昭和36年1月から同年7月までを1万4,000円に、同年8月から37年9月までを1万6,000円に、同年10月から38年2月まで1万

4,000 円にすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日は、社会保険事務所の知り得ない情報である当該事業所が保管する申立人の人事記録に「社員登用」と記載されている日と同日であることから、事業主が昭和 36 年 1 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成8年1月から同年9月までは44万円に、同年10月から9年12月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から10年1月31日まで

平成18年に年金請求をしたところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が従前より減額され、9万2,000円になっていることを初めて知った。申立期間は月額50万円位の給与を支給されていたと記憶しており、また、「住民税所得証明書」からも厚生年金保険料控除が確認できると思うので、申立期間について従前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の標準報酬月額を、申立人が主張しているとおおり、平成8年1月から9月までは44万円、同年10月から9年12月までは47万円と記録していたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成10年1月31日）の後の平成10年2月16日付けで、8年1月1日から10年1月31日までの標準報酬月額を遡及して9万2,000円に引き下げられている。

また、申立人から提供のあった住民税所得証明書の「給与収入額」を12か月に振り分けると、減額前の標準報酬月額とほぼ一致しており、社会保険料の金額についても一致することから、申立期間に係る厚生年金保険料は、減額前の標準報酬月額に基づく金額が事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年1月から同年9月までは44万円に、同年10月から9年12月までは47万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和40年7月から42年2月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から39年3月まで
② 昭和40年7月から42年2月まで

昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料が未納であると言われて特例納付した。37年4月から39年3月までの期間については未納とされているが、同期間について当時、強制加入している者が保険料を納めないとは全く考えられない。また、年金手帳の37年からの国民年金印紙検認記録欄には割印が押印されており、保険料を納めない者にどうして割印を押すのか納得がいかない。

昭和40年7月から42年2月までの期間については、厚生年金保険料と国民年金保険料を重複して納めていた。43年2月16日に国民年金保険料を還付したとのことだが、当時、国民年金保険料を任意加入で納めていた者が、保険料の還付請求をするはずがない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないことなどから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和39年10月の時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、行政側の記録においても過年度保険料を納付した形跡は見当たらず、事実、申立人もまとめて納付した記憶はない。

さらに、申立人は昭和37年1月から同年3月までを特例納付（附則18条）しているが、申立期間①については、特例納付当時、国民年金の資格喪失期間であったことから、特例納付（附則18条）により保険料を納付した

ものと推認することは困難である。

加えて、申立期間①は、平成19年10月に加入期間の追加処理が行われ、強制加入期間となったことが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和37年4月から42年2月までA事業所に勤務し、同期間は厚生年金保険の加入期間とされていた一方、39年10月ごろに国民年金加入手続を行い、20歳時の37年1月にさかのぼって加入し、39年4月から42年2月まで国民年金保険料を納付していた事実が確認でき、39年4月から42年2月まで国民年金保険料が還付されていることに不自然さは見られない。

また、社会保険庁が保管する申立人の特殊台帳の備考欄には、「還付 39.4～42.2まで3,700(2.16)」と明確に記載されているのも確認できる。

さらに、申立人は、昭和37年4月から42年2月までA事業所に勤務していたが、その事業所の社会保険適用年月日が40年7月であったことが判明したことから、平成19年10月に昭和37年4月から40年6月までは国民年金の強制加入期間であったとして追加処理が行われ、同時に39年4月から40年6月までについては、国民年金保険料が還付されていたものの、一度国民年金保険料が納付されていた事実があることから、国民年金保険料納付済期間として追加処理が行われたことが確認できる。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①について保険料が納付されていたものと認めることはできない。また、申立期間②については、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から42年3月まで

申立期間について、結婚前の期間については両親が納付しており、結婚後は義理の親が夫婦二人分を納付していたので、自分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人は国民年金の手続にまったく関与していなかったため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人は、市の国民年金被保険者名簿の納付記録により、昭和42年4月から43年3月まで納付済みだったことが確認できたことから、同期間について未納とされていた社会保険庁の納付記録が納付済みに訂正されたものの、申立期間については、保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和44年1月時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号によって申立期間の保険料が納付された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年9月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和43年4月から44年9月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

当時は、区役所から納付書が郵送されてきて、夫は会社員であったことから私が保険料の納付に携わっていた。申立期間について、一緒に納めていた夫の分が納まっており、自分の分が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳となった昭和43年4月に加入手続を行い、夫の分と一緒に地元の郵便局で保険料を納めていた。夫の分が納まっているのに、自分の分が未納となっているのは不思議である。」と主張しているが、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が付与された前夫は同期間未納であり、前夫からの聴取でも、「国民年金保険料を納付したのは、年金手帳が交付された44年10月以降であった。」との証言を得られたことから、申立人の主張内容とは相違する。

また、申立人は、「区役所から送られてきた納付書に現金を添えて保険料を納めていた。」と証言しているが、申立期間当時、居住した区では印紙検認方式であり、納付書方式による保険料納付は、電算化へ移行となった昭和44年4月以降であることが区役所で確認できる。

さらに、申立期間の大半は過年度保険料となるが、申立人は、まとめて納付したとの主張はなく、行政側の納付記録からも過年度納付の事実は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月20日まで
厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、申立期間については脱退手当金が支給されている旨の回答をもらったが、請求も受給もしていないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者台帳の保険給付記録には「脱退手当金」と記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和20年8月20日に資格喪失した者38人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16人に脱退手当金の支給決定がなされている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 50 年 7 月まで

社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の記録が確認できないとの回答を受けた。昭和 48 年 6 月に前職場を退職し、すぐにA事業所に勤務し、申立期間についても厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。また、当該事業所に照会しても、当時の関係資料等はなく、当時の事務手続等を知る社員は在籍しておらず、元同僚等に聴取するも「申立期間について勤務していた。」との証言は得られたものの厚生年金保険への加入の事実をうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間以降である昭和 50 年 8 月 1 日付けで当該事業所における厚生年金保険の被保険者になっているが、申立期間を含む昭和 47 年 12 月 (100 番) から 51 年 3 月 (120 番) までの期間の整理番号において 106 番が欠番となっているものの、当該番号と申立人を関係づける事情は見いだせなかった。また、申立人には、他の整理番号が付番されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該事業所は昭和 50 年 8 月 1 日付けで初めて申立人の厚生年金保険の加入手続を行ったものと推認される。

加えて、雇用保険の記録について確認したところ、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日付で被保険者となっているものの、申立期間については雇用保険の被保険者とはなっておらず、当該事業所では、「厚生年金保険と雇用保険の資格取得手続は同時に行った。」としている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 1 日から 14 年 4 月 1 日まで

私は、平成 11 年 6 月から 18 年 9 月まで A 事業所に臨時の職員として勤務した。このような事業所は全国に 6 か所あり、他の事業所では臨時職員でも厚生年金保険に加入していると聞いていたが、当該事業所では加入させてもらえなかった。その後、平成 14 年 4 月から厚生年金保険の被保険者になったが、私は入所当初から、当該事業所に継続して勤務しているのだから、申立期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所が保管していた人事異動通知書によると、申立期間において、当該事業所に継続勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は平成 13 年 4 月 1 日に厚生年金保険適用事業所となっており、申立期間には適用事業所ではなかった期間が含まれている。

また、当該事業所の支給調書によると、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 1 日から 14 年 4 月 1 日まで

私は、平成 11 年 6 月から 18 年 9 月まで A 事業所に臨時の職員として勤務した。このような事業所は全国に 6 か所あり、他の事業所では臨時職員でも厚生年金保険に加入していると聞いていたが、当該事業所では加入してもらえなかった。その後、平成 14 年 4 月から厚生年金保険の被保険者になったが、私は入所当初から、当該事業所に継続して勤務しているのだから、申立期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所が保管していた人事異動通知書によると、申立期間において、当該事業所に継続勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は平成 13 年 4 月 1 日に厚生年金保険適用事業所となっており、申立期間には適用事業所ではなかった期間が含まれている。

また、当該事業所の支給調書によると、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。